

IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書

2016年12月「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）」の成立を受け、2018年7月には「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が成立、政府はIRを「成長戦略」の目玉として位置づけるとともに、現在一部の自治体においては、誘致の検討が始まっている。

しかしながら、日本世論調査会が昨年12月に実施した世論調査では、反対（64.4%）が賛成（31.7%）を上回っており、カジノ解禁に対する国民の理解は得られていない。

そもそも法務省は、賭博が違法とされないためには、「8点の考慮要素」（8要件）が必要との立場であった。しかし政府は、「総合的に制度全体を観察、考察」すればよいとするばかりで、「違法性の阻却」について説明責任を果たしているとは到底言えない。「収益の用途を公益性のあるものに限る」、「運営主体は、官またはそれに準じる団体に限る」という要件に照らしても、「民設・民営」・「民間賭博」の解禁は、「違法性」を免れることはできない。

さらにカジノ解禁により、ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破たんや治安悪化も懸念される。暴力団対策上の問題やマネーロンダリング対策上の問題等も看過できない。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するように強く求める。

記

1 IR推進法及びIR整備法を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月 日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	管義偉様
国土交通大臣	赤羽一嘉様
法務大臣	森まさこ様
厚生労働大臣	加藤勝信様
総務大臣	高市早苗様

福岡県太宰府市議会議長 陶山良尚